

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の性格、構成等

我が国の平和と安全を確保するためには、不断の外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。

しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、またはそのおそれがある場合、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。

このため、山口県は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)に基づき、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合や平時に大規模なテロ等が発生した場合に、県内に居住又は滞在している人の生命、身体及び財産を保護するため、住民の避難や救援及び武力攻撃災害への対処に関する措置など、国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)等を定めた「山口県国民保護計画」を作成する。

本計画の作成主体である県の責務、計画の性格、構成等は以下のとおりである。

1 県の責務及び計画の性格

(1) 県の責務(法3条関係)

県(知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の性格(法34条関係)

この計画は、県内において、主に県、市町村、指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、また、市町村の国民の保護に関する計画(以下「市町村国民保護計画」という。)及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画(以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。)の基準を示すものである。

なお、この計画で定める国民保護措置を円滑に実施するために運用上必要となる事項については、別途定めるものとする。

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

3 用語の意義

この計画で使用する用語等の意義は次のとおり。

(1) 法令名

用語等	意義	備考
法（必要に応じて「国民保護法」）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	

(2) 機関名等

用語等	意義	備考
指定行政機関	事態対処法第2条第4号の規定による機関	対処措置を実施する国の中央行政機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの	法第2条

指定公共機関等	指定公共機関および指定地方公共機関	
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所の長	法第 6 1 条
消防組合	消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合	法第 6 2 条
警察官等	警察官、海上保安官または自衛官	法第 6 3 条
警察署長等	警察署長、海上保安部長等または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第 6 3 条第 1 項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の長	法第 6 4 条
消防吏員等	消防吏員、警察官または海上保安官	法第 9 8 条

(3) 武力攻撃関連

用語等	意義	備考
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第 2 条
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第 2 条
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第 2 条
武力攻撃事態等	武力攻撃事態および武力攻撃予測事態	事態対処法第 1 条
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第 2 5 条
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害	法第 2 条
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第 1 8 3 条
ゲリラ	不正規軍の要員	
特殊部隊	正規軍の要員	
N B C 攻撃	核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）または化学兵器（chemical weapons）による攻撃	

(4) 国民保護措置関連

用語等	意義	備考
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）	法第2条では「国民の保護のための措置」
緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第183条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）	法第172条
要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第52条
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）	法第52条
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者	法第75条
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）	法第81条では「物資」
特定物資	救援物資であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第81条
生活関連等施設	次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの 1 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの 2 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設	法第102条（発電所、ガス発生設備、浄水施設、ダム、危険物質等の取扱所等）
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの	法第103条（消防法で規定する危険物等）

4 県国民保護計画の見直し、変更手続 (法34条関係)

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要)。

5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画 (市町村)

(法35条、36条関係)

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重（法5条関係）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法6条関係）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供（法8条関係）

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（法3条関係）

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力（法4条関係）

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

（法7条関係）

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法につ

いては、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9条関係）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法22条関係）

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

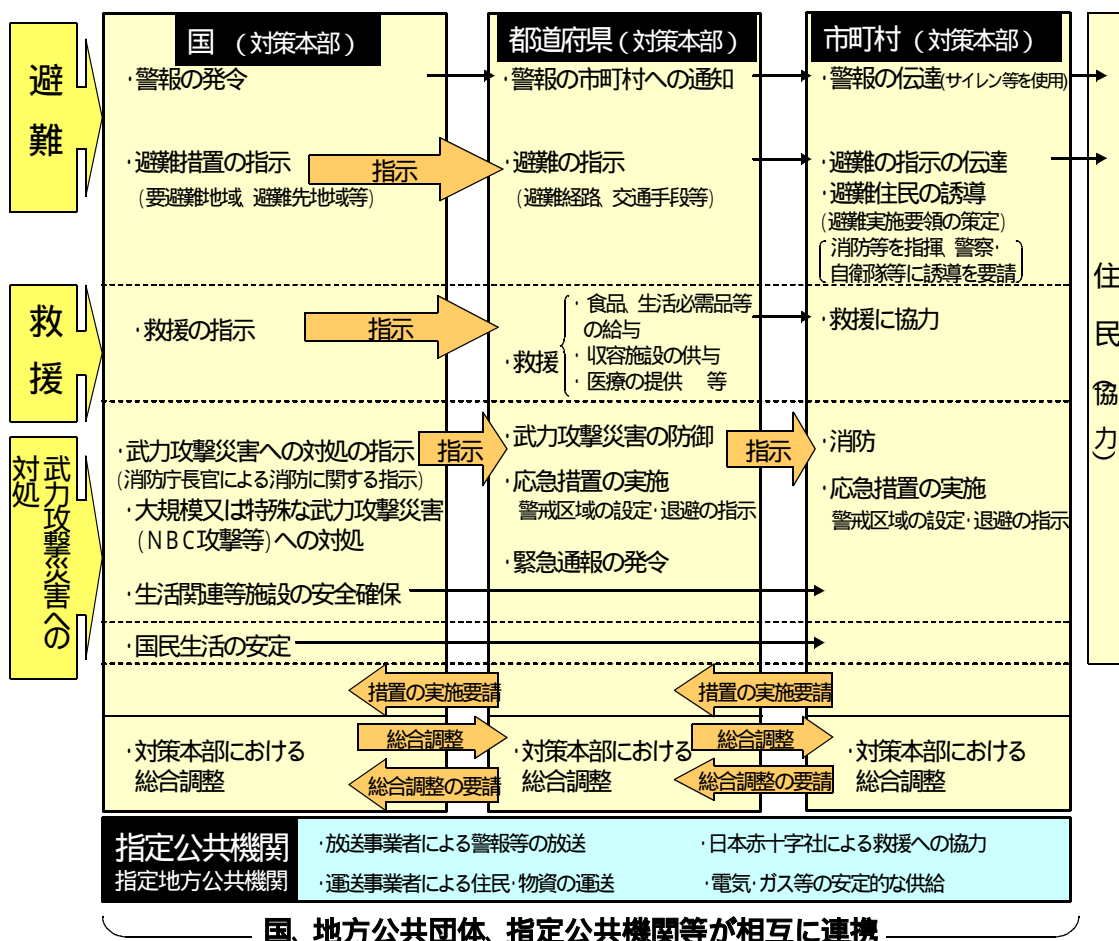
(9) 本県の地域特性への配慮

県は、国民保護措置の実施に当たっては、本県の地域特性（有人離島が多いこと、自衛隊基地、在日米軍基地が存在すること、臨海部に石油コンビナートが存在すること）について配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】（〔 〕は指定行政機関）

機関の名称	事務又は業務の大綱
〔警察庁〕 中国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
〔防衛施設庁〕 広島防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
〔総務省〕 中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
〔財務省〕 中国財務局 （山口財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
〔財務省〕 門司税関（下関税関支署、 宇部税関支署、徳山税関 支署、岩国税関支署）	1 輸入物資の通関手続
〔厚生労働省〕 中国四国厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
〔厚生労働省〕 山口労働局	1 被災者の雇用対策
〔農林水産省〕 中国四国農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
〔林野庁〕 近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
〔経済産業省〕 中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
〔原子力安全・保安院〕 中国四国産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全

[国土交通省] 中国地方整備局 九州地方整備局(港湾関係)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
[国土交通省] 中国運輸局 (山口運輸支局：本庁舎) (山口運輸支局：徳山庁舎) 九州運輸局 (下関海事事務所)	1 運送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両・船舶の安全保安
[国土交通省] 大阪航空局 (広島空港事務所) (北九州空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
[国土交通省] 福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
[気象庁] 福岡管区気象台(下関地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
[海上保安庁] 第六管区海上保安本部 徳山海上保安部 広島海上保安部 (岩国海上保安署、柳井海上保安署) 第七管区海上保安本部 仙崎海上保安部 門司海上保安部 (下関海上保安署、宇部海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の分類	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
西日本高速道路(株) (中国支社)	1 高速道路の管理
日本赤十字社 (山口県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行 (下関支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、市町村、消防、関係指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関の連絡先（名称、担当部署、所在地、電話・FAX・e-mail、その他の連絡方法）について整理し、連絡窓口を把握しておく。

なお、武力攻撃事態等対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び当該本部設置時の指定行政機関の連絡先等については、当該本部が設置された時点で国から通知される。

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

(1) 地形

本県は、本州の最西端に位置し、面積は6,110.94km²であり、地勢を形づくる中国山地は、1,337mの寂地山を最高峰とし、山地が西に延びるにしたがって、数脈に分岐し、丘陵の山地又は台地が瀬戸内海と日本海に向かって広がり、平地が乏しく、急傾斜地が多い。

また、一級河川は佐波川と小瀬川のみで、概して急流の中小河川が多く、三方を海に囲まれているため、海岸線の延長は約1,500kmと非常に長い。

(位置)

方位	地名	極限経緯度
東端	周防大島町伊保田	東経132度30分
西端	下関市蓋井島	東経130度47分
南端	上関町八島	北緯33度43分
北端	萩市見島	北緯34度48分

(2) 人口分布

県内には県域全体に求心性を持つ中心的な都市はなく、複数の中小都市(30万人を超える都市はない)が存在し、分散型の人口分布となっている。

県内の市町村の人口の状況、県内の市町村の人口密度の状況の図を記載
(データの容量が大きいため、省略しています。)

(3) 交通基盤

本県の道路は、高速自動車国道が3路線（中国自動車道、山陽自動車道、関門自動車道）、一般国道が17路線、県道が259路線で、市町村道を含めると、総延長は16,162.9kmとなっている。

主要な幹線道路としては、中国自動車道と山陽自動車道を軸に、山陽側に国道2号、山陰側に国道191号、県庁所在地山口市を経てこれを連絡する国道9号、また陰陽連絡機能などの道路交通ネットワークを形成する国道187号、262号、315号、316号、376号、434号、437号、489号、490号、491号等の一般国道がある。

また、鉄道は、JRが山陽新幹線、山陽本線、山陰本線、岩徳線、山口線、宇部線、小野田線、美祢線の8路線、私鉄が錦川鉄道の1路線がある。

このほか、空港は、宇部市に山口宇部空港が存在し、港湾は、三方が海に開かれていることから、特定重要港湾2港（下関港、徳山下松港）、重要港湾4港（岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港）、地方港湾23港の計29港にのぼる。



(4) 国民保護に及ぼす本県の地域特性

本県の主な地域特性として、 有人離島が多いこと、 自衛隊基地、在日米軍基地が存在すること、 臨海部に石油コンビナートが存在することの3点が挙げられ、これらの地域特性について、住民の避難誘導等の措置を講ずる上で、考慮する必要がある。

特性 : 有人離島が多数存在

ア 本県は三方が海に開け、内海、外海いずれにも多数の離島が散在し、現在、全国第3位となる21の有人離島を有している。

(長崎県55、 愛媛県32、 山口県、香川県21)

イ 離島人口は、5,669人(H16.4.1現在)。人口が最も多いのが、萩市見島の1,165人。最少は、萩市の櫃島の14人。見島以外に千人を超える離島はない。

ウ 面積は、最大が柳井市平郡島の16.6km²。最小は岩国市黒島の0.5km²。平郡島以外に10km²を超える離島はない。また、1島で1市町村を構成する離島はなく、いずれも一市町村の行政区域の一部である(一部離島)つまり、本県の離島は、いずれも小規模離島である。

エ 本土からの平均距離は12.9km。最長が見島の45.2km、最短が周防大島町の情島の1.0km。見島以外は、本土近接型離島(本土の中心都市から航路時間1時間圏内)。

<本県の有人離島の状況> (単位:人、km、分、トン、人)

島名	市町名	人口 (H16)	本土と の 距離	離島航路		
				所要時間	総トン数	旅客定員
端島	岩国市	54	22.0	38	43	96
柱島		267	26.0	~59		
黒島		42	23.0			
情島	周防大島町	138	1.0	15	5	23
浮島		271	5.0	25	19	58
前島		24	5.9	20	9	28
笠佐島		19	2.0	7	5	12
平郡島	柳井市	570	22.4	60	198	258
馬島	田布施町	37	1.5	10	14	48
佐合島	平生町	42	1.9	10	10	26
祝島	上関町	624	16.0	35	48	72
八島		70	12.0	35	19	26
牛島	光市	111	8.4	25	38	65
大津島	周南市	536	10.0	30	121	200
野島	防府市	202	14.8	27	67	95
蓋井島	下関市	120	14.0	35	49	80
六連島		146	6.0	20	48	100
見島	萩市	1165	45.2	75	258	200
大島		979	8.0	25	134	150
櫃島		14	10.5	10	5	5~10
相島		238	14.5	40	113	150
21島		5669	12.9			

櫃島(萩市)は、個人所有船舶を借上使用。 はフェリー。

特性：自衛隊基地、在日米軍基地が存在

ア 自衛隊基地

県内に、陸上、海上、航空の3自衛隊の8基地9部隊が存在する。

	基地名	部隊名
陸上自衛隊	山口駐屯地（山口市）	第17普通科連隊
	防府分屯地（防府市）	第13飛行隊
海上自衛隊	岩国航空基地（岩国市）	第31航空群
		第111航空隊
	小月航空基地（下関市）	小月教育航空群
	下関基地（下関市）	下関基地隊
航空自衛隊	防府北基地（防府市）	第12飛行教育団
	防府南基地（防府市）	航空教育隊
	見島分屯基地（萩市）	第17警戒隊

イ 在日米軍基地

本県には、米海兵隊岩国航空基地が存在し、同基地は、岩国飛行場とその関連施設である祖生通信所からなっている。岩国飛行場の面積は、米軍約571ha、自衛隊（専用）約3ha、計約574haとなっている。

基地人口は、米軍約5440人（軍人・軍属、家族。H14年間平均）、自衛隊約1600人（隊員。H14.12月末現在）となっている。

《参考》基地の面積内訳

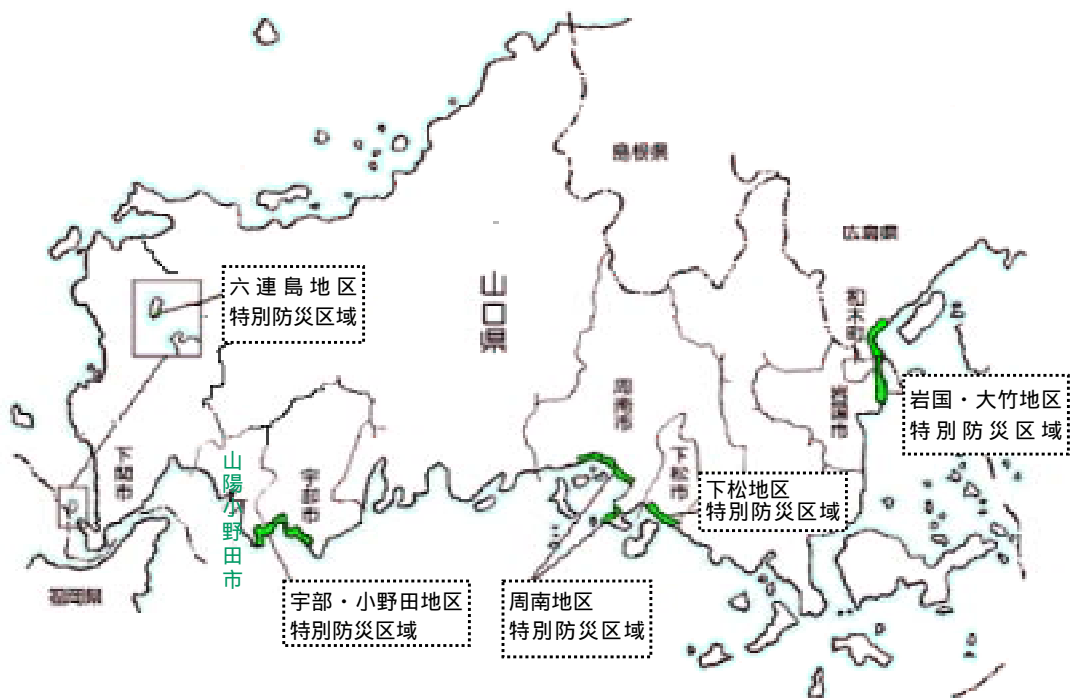
（単位：千m²）

場所	市・町		由宇町 （甲島）	周東町	総面積
	岩国市	大竹市 （阿多田島） （甲島）			
岩国飛行場	5708	1	1		5710
祖生通信所	10			14	24
計	5718	1	1	14	5734

特性：臨海部に石油コンビナートが存在

本県には、瀬戸内側を中心に、臨海部に5地区の「石油コンビナート等特別防災区域」(根拠法：石油コンビナート等災害防止法)が存在する。

< 県内の特別防災区域の配置 >



第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は、以下のとおりとする。

1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、着上陸侵攻など4類型を対象とし、それぞれの特徴及び留意点は、以下のとおり。

着上陸侵攻

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置実施地域が広範囲。期間が長期。武力攻撃予測事態において住民避難も想定。 ・ 船舶による上陸の場合、小型船舶が接岸しやすい沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合、大型輸送機の離着陸可能な空港が目標になりやすい。 ・ 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が発生。石油コンビナートなどでは二次被害の発生も想定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前準備可能。先行避難、広域避難。武力攻撃災害広範囲。 ・ 攻撃終了後の復旧が課題。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前予測困難。突発的な被害発生の可能性。 ・ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等に対する注意必要。 ・ 被害は狭い範囲に限定。汚い爆弾（ダーティボム）の使用も想定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃当初は屋内に一時避難。その後、適当な避難地へ移動。 ・ 緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等。

弾道ミサイル攻撃

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射段階で攻撃目標の特定困難。短時間で着弾。 ・ 弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）に応じて被害の様相、対応に相違。 ・ 通常弾頭の場合、NBC弾頭に比べ、被害は局限化。家屋、施設等の破壊、火災等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な情報伝達と適切な対応により被害を局限化。 ・ 屋内避難、消火活動中心。

航空攻撃

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前予測が比較的容易だが、対応の時間が少なく、攻撃目標の特定困難。 ・ 都市部、ライフラインのインフラ施設が目標になることも想定。 ・ 意図達成まで攻撃が繰り返される可能性。 ・ 通常弾頭の場合、家屋、施設等の破壊、火災等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃の目標地を限定せず広範に屋内避難。 ・ 生活関連等施設の安全確保措置必要。

また、NBC攻撃の場合の特徴及び留意点は、以下のとおり。

《核兵器等》

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初は核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって被害発生。 ・ 放射性降下物は、爆心地付近から逐次風下方向に拡散し被害範囲拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療必要。 ・ 風下への避難を避ける。 ・ 外部被爆や内部被爆の抑制、汚染地域への立入制限、要員の被爆管理必要。

《生物兵器》

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人に知られず散布可能。潜伏期間に感染者が移動し、被害拡大。 ・ ヒトを媒体とする生物剤では、二次感染により被害拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国による一元的情報収集、データ解析等により、感染源、汚染地域を特定。 ・ 病原体の特性に応じた医療、蔓延防止対策が重要。

《化学兵器》

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 風下方向に拡散。サリンは空気より重く、下をほうように拡散。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原因物質の検知、汚染地域の特定。風上の高台に住民を誘導。 ・ 汚染者の除染、原因物質の特性に応じた救急医療。 ・ 汚染地域の除染、原因物質の除去重要。

2 緊急対処事態

県国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。なお、県は、緊急対処事態における対処については、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害概要
<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム破壊 	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発、火災による住民被害、建物、ライフライン等の被災 ・危険物拡散による沿岸住民被害、港湾、航路の閉塞 ・下流での被害多大

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害概要
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 	<ul style="list-style-type: none"> ・爆破、施設崩壊による人的被害多大

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・爆弾の破片、熱や炎等による被害、放射線による後年のガン発症 ・生物兵器の場合と同様。毒素の特徴は化学兵器の特徴と類似 ・化学兵器の特徴と同様

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

事態例	被害概要
<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の破壊に伴う人的被害。施設規模により被害の大きさに差異。建物、ライフライン等が被災